

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

令和5年度分国民年金保険料の 免除申請について

今月の年金相談

7月6日(木)

10:30～12:00

13:00～15:00

完全予約制

次回は8月3日(木)です。

第2委員会室

○保険料の納付が難しい場合は、納付免除・猶予の申請を行いましょ

7月1日から令和5年度分(7月1日から令和6年6月30日までの1年間分)の国民年金保険料免除・猶予申請の受付を開始しました。

保険料の未納期間は年金受給資格期間に算入されないで、「将来的に年金を受給できなくなる」「不慮の事故の際に障害年金や遺族年金を受給できなくなる」場合があります。

保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせず免除・猶予申請を行ってください(免除・猶予が承認された期間は、保険料の後払いが可能です)。

ただし、保険料の免除・猶予を受けるためには、所得要件がありますので、前年中の本人の所得や配偶者・世帯主の所得により、免除・猶予とならない場合もあります。詳しくは、下記までお問い合わせ願います。

【申込先】 住民生活課社会係・熊石総合支所住民サービス課・落部支所

【必要書類】 ① 個人番号カード

② 基礎年金番号通知書・年金手帳・ねんきん定期便など基礎年金番号のわかるもの

※①か②のいずれか一方が必要です

③ 来庁する方の本人確認書類(運転免許証など写真付きなら1点、写真無しなら2点)

④ 雇用保険受給資格者証、離職票など(退職による申請の場合)

「免除」や「納付猶予」、「未納」の違いは以下のようになります。

	老齢基礎年金		障害基礎年金や遺族基礎年金
	受給資格期間に反映	年金額に反映	受給資格期間に反映
納付	○	○	○
全額免除	○	○(一部反映)	○
一部納付	○	○(一部反映)	○
若年者納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

◆問い合わせ先	請求手続きや届け出など	ねんきんダイヤル	☎0570-05-1165
函館年金事務所	・加入手続きや納入相談など(国民年金課) ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室)		☎0138-31-9086 ※アナウンスに従いおかけください。
役場窓口	住民生活課社会係 熊石総合支所住民サービス課		☎0137-62-2112 ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。